

土地区画整理法第39条第1項の規定により京都市洛北第三土地区画整理組合の定款の変更を認可しましたので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成22年2月19日

京都市長 門川 大作

- 1 組合の名称 京都市洛北第三土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 京都市上京区丸太町通河原町西入る高島町335番地
財団法人京都市都市整備公社区画整理部内
- 3 施行地区 京都市左京区岩倉幡枝町，同区静市市原町の各一部
- 4 事業施行期間 平成7年1月20日から平成26年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成7年1月20日
- 6 定款の変更の内容 役員の定数
「定数は，理事13人，監事3人とする」に変更
総代の定数
「総代の定数は50人とし」に変更
補欠選挙の欠員の数
「欠員の数が15人を超えるときは」に変更
- 7 変更認可の年月日 平成22年2月15日

(建設局都市整備部市街地整備課)